半　期　報　告　書

（第19期半期）

ＪＡ三井リース株式会社

半　期　報　告　書

１　本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された期中レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【事業の内容】 …… 2
第２ 【事業の状況】 …… 3
１ 【事業等のリスク】 …… 3
２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 3
３ 【重要な契約等】 …… 7
第３ 【提出会社の状況】 …… 8
１ 【株式等の状況】 …… 8
２ 【役員の状況】 …… 17
第４ 【経理の状況】 …… 18
１ 【中間連結財務諸表】 …… 19
２ 【その他】 …… 31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 32

期中レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第19期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	ＪＡ三井リース株式会社
【英訳名】	JA MITSUI LEASING, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　松本　恭幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目４番１号
【電話番号】	03(6775)3000
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 小暮 俊介
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目４番１号
【電話番号】	03(6775)3002
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 小暮 俊介
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期 中間連結会計期間	第19期 中間連結会計期間	第18期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(百万円)	335,060	351,877	648,083
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△16,432	28,543	△128,174
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△)	(百万円)	△13,288	22,802	△144,756
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	△17,636	25,491	△139,175
純資産額	(百万円)	305,127	241,546	216,259
総資産額	(百万円)	3,429,679	3,168,750	3,223,695
１株当たり中間純利益又は１株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△182.61	252.98	△1,989.70
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	―	244.35	―
自己資本比率	(%)	8.8	7.5	6.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△31,645	98,430	85,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△11,607	△8,707	△8,461
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	43,311	△75,016	△87,034
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	96,155	80,866	63,119

(注)１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．第18期及び第18期中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

（その他）

当中間連結会計期間において、JM Strategic Innovation投資事業有限責任組合に新たに出資したことにより、連結の範囲に含めております。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は当半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績及び財政状態の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済環境の不確実性やエネルギー価格の変動等の影響を受けつつも、AI・半導体関連需要の拡大や企業活動の底堅さ等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。企業部門では、コスト上昇分の価格転嫁の進展や堅調な企業収益を背景に、人手不足への対応や生産性向上を目的とした設備投資に加え、デジタル化・省力化関連分野等の成長分野への投資もみられました。家計部門においても、実質所得の改善にはなお時間を要するものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は底堅く推移しました。

一方で、米国の通商政策や金融政策の動向、中国経済の減速懸念等、海外経済をめぐる不確実性は依然として高い状況にあります。また、中東情勢・ウクライナ情勢によるエネルギー価格動向や為替相場の影響等、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。加えて、物価上昇圧力の継続を背景とした日本銀行による金融政策正常化の進展ペースや最終的な金利水準を巡る不確実性、それに伴う長期金利の上昇が企業金融や個人消費に及ぼす影響も含め、経済環境の先行きについては不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は2026年５月に策定した「経営基盤強化５カ年計画 Sustainable Evolution」に基づき、社会・地域・顧客のあらゆる課題解決を通じた持続的成長の実現に取り組んでおります。

本計画では、前中期経営計画で掲げた「長期ビジョン（ありたい姿）」や「重点施策」の基本的な方向性を維持しつつ、ガバナンス強化や収益力向上に向けた取組みをさらに拡充しており、その着実な実践を通じて「ガバナンスの強化」と「収益確保」の両立を図り、社会の成長を通じ持続可能な社会に貢献する企業グループを目指してまいります。

また、サステナビリティ経営においては、従来より掲げている５つのマテリアリティ（重要取組課題）に基づき、当社グループの強みや独自性を活かしながら、企業活動を通じた社会的課題の解決ならびに持続可能な“より良い社会と未来”の実現に向けた取り組みを継続しております。

事業の成果としましては、当中間連結会計期間における契約実行高は前年同期比27.5%減の4,316億円となり、営業資産残高は前期末比3.4%減の2兆8,406億円となりました。

また、売上高は前年同期比5.0%増の3,518億円となった一方で、営業利益は270億円（前年同期は営業損失171億円）、経常利益は285億円（前年同期は経常損失164億円）、親会社株主に帰属する中間純利益は228億円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失132億円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① リース・割賦

リース・割賦事業では、契約実行高は前年同期比0.7%増の2,043億円となり、営業資産残高は前期末比5.3%減の1兆6,655億円となりました。また、売上高は前年同期比13.2%増の3,076億円、セグメント利益は前年同期比15.4%増の243億円となりました。

② ファイナンス

ファイナンス事業では、契約実行高は前年同期比43.7%減の1,948億円となり、営業資産残高は前期末比3.3%減の8,939億円となりました。また、売上高は前年同期比28.9%減の257億円、セグメント利益は59億円（前年同期は336億円のセグメント損失）となりました。

③ その他

その他の事業では、契約実行高は前年同期比30.4%減の324億円となりました。また、売上高は前年同期比31.9%減の184億円、セグメント利益は前年同期比125.4%増の63億円となりました。

財政状態につきましては、当中間連結会計期間末の総資産は、前期末比549億円減少して3兆1,687億円となりました。純資産は、前期末比252億円増加の2,415億円、自己資本比率は前期末比0.9ポイント上昇し7.5%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー	△31,645	98,430	130,076
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,607	△8,707	2,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,311	△75,016	△118,327
現金及び現金同等物の期末残高	96,155	80,866	△15,289

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益314億円、賃貸資産除却損及び売却原価827億円、リース債権及びリース投資資産の減少額531億円、貸付債権の減少額219億円等に対して、賃貸資産の取得による支出683億円、営業投資有価証券の増加額145億円等により、営業活動全体では984億円の収入(前年同期は316億円の支出)となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却及び償還による収入44億円に対し、投資有価証券の取得による支出88億円、社用資産の取得による支出41億円等により、投資活動全体では87億円の支出(前年同期は116億円の支出)となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債等の直接調達による純減額448億円、銀行借入等の間接調達による純減額299億円等により、財務活動全体では750億円の支出(前年同期は433億円の収入)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前期末比177億円増加して808億円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく営業貸付金の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」（1999年５月19日　大蔵省令第57号）に基づく、当社における営業貸付金の状況は次のとおりであります。

① 貸付金の種別残高内訳

2026年９月30日現在

貸付種別	件数（件）	構成割合（％）	残高（百万円）	構成割合（％）	平均約定金利（％）
消費者向					
無担保（住宅向を除く）	－	－	－	－	－
有担保（住宅向を除く）	－	－	－	－	－
住宅向	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－
事業者向					
計	355	100.00	566,043	100.00	4.68
合計	355	100.00	566,043	100.00	4.68

② 資金調達内訳

2026年９月30日現在

借入先等	残高（百万円）	平均調達金利(％)
金融機関等からの借入	1,629,581	2.61%
その他	610,844	1.16%
社債・CP	507,686	1.12%
合計	2,240,425	2.21%
自己資本	166,022	－
資本金・出資額	49,500	－

③　業種別貸付金残高内訳

2026年９月30日現在

業種別	先数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
農業、林業、漁業	4	2.16	3,582	0.63
建設業	1	0.54	115	0.02
製造業	13	7.02	21,831	3.85
電気・ガス・熱供給・水道業	28	15.13	107,708	19.02
情報通信業	14	7.56	27,848	4.91
運輸業、郵便業	15	8.10	38,118	6.73
卸売業、小売業	12	6.48	3,505	0.61
金融業、保険業	57	30.81	236,674	41.81
不動産業、物品賃貸業	9	4.86	47,484	8.38
宿泊業、飲食サービス業	1	0.54	1,999	0.35
教育、学習支援業	―	―	―	―
医療、福祉	2	1.08	1,484	0.26
複合サービス業	―	―	―	―
サービス業(他に分類されないもの)	10	5.40	16,236	2.86
個人	―	―	―	―
特定非営利活動法人	―	―	―	―
その他	19	10.27	59,453	10.50
合計	185	100.00	566,043	100.00

④　担保別貸付金残高内訳

2026年９月30日現在

受入担保の種類	残高(百万円)	構成割合(%)
有価証券	41,334	7.30
うち株式	41,334	7.30
債権	23,251	4.10
うち預金	62	0.01
商品	―	―
不動産	1,372	0.24
財団	―	―
その他	437,357	77.26
計	503,315	88.91
保証	4,222	0.74
無担保	58,505	10.33
合計	566,043	100.00

⑤　期間別貸付金残高内訳

2026年９月30日現在

期間別	件数(件)	構成割合(%)	残高(百万円)	構成割合(%)
１年以下	8	2.25	5,403	0.95
１年超　５年以下	172	48.45	397,304	70.18
５年超　10年以下	147	41.40	149,391	26.39
10年超　15年以下	12	3.38	2,163	0.38
15年超　20年以下	14	3.94	4,380	0.77
20年超　25年以下	2	0.56	7,400	1.30
25年超	―	―	―	―
合計	355	100.00	566,043	100.00
一件当たり平均期間			5.34年	

（注）　期間は、約定期間によっております。

３　【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,000,000
第Ⅰ種種類株式	16,000,000
第Ⅱ種種類株式	50,000,000
第Ⅲ種種類株式	16,000,000
計	250,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	48,727,826	48,727,826	非上場・非登録	当社の発行する全部の普通株式について、会社法第107条第１項第１号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注) １
第Ⅰ種種類株式	4,077,528	4,077,528	非上場・非登録	当社の発行する全部の第Ⅰ種種類株式について、会社法第107条第１項第１号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注) ２
第Ⅱ種種類株式	33,448,582	33,448,582	非上場・非登録	当社の発行する全部の第Ⅱ種種類株式について、会社法第107条第１項第１号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注) ３
第Ⅲ種種類株式	3,883,500	3,883,500	非上場・非登録	当社の発行する全部の第Ⅲ種種類株式について、会社法第107条第１項第１号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第10条において定めております。単元株式数は100株であります。(注) ４
計	90,137,436	90,137,436	―	―

（注）１　普通株式は完全な議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

２　第Ⅰ種種類株式の内容は以下のとおりであります。

［残余財産の分配］

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、第Ⅰ種種類株式の株主（以下「第Ⅰ種種類株主」という。）または第Ⅰ種種類株式の登録株式質権者（以下「第Ⅰ種登録株式質権者」という。）に対し、第Ⅱ種種類株式の株主（以下「第Ⅱ種種類株主」という。）または第Ⅱ種種類株式の登録株式質権者（以下「第Ⅱ種登録株式質権者」という。）、第Ⅲ種種類株式の株主（以下「第Ⅲ種種類株主」という。）または第Ⅲ種種類株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種登録株式質権者」という。）及び普通株式の株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種種類株式１株につき、3,445円に当社設立時における発行済第Ⅰ種種類株式の数を乗じた金額に当社設立後発行された第Ⅰ種種類株式の払込金額の総額を加えた金額を、分配時における発行済第Ⅰ種種類株式の数で除した金額（以下「第Ⅰ種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払います。第Ⅰ種種類株主または第Ⅰ種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。

［議決権］

第Ⅰ種種類株主は、株主総会における議決権を有しません。

［議決権を有しないこととしている理由］

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

［普通株式を対価とする取得請求権］

第Ⅰ種種類株主は、下記の条件に従って、第Ⅰ種種類株式１株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第Ⅰ種種類株式を取得することを請求することができます。

（１）取得を請求することができる期間

2008年４月１日から2029年10月28日までとします。

（２）取得条件

（イ）　当初取得価額

当初取得価額は、3,445円とします。

（ロ）　取得価額の調整

①　第Ⅰ種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整します。取得価額の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。

a.　調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本①において同じ。）の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における１株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本①において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。

b.　普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用します。

c.　普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本①において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本①において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における１株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における１株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の１株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とします。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。

② 上記(ロ)①に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更されます。

a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。

b. その他当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

③ 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が１円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行いません。

④ 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

⑤ 取得価額を調整すべき事由が２つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整します。

(ハ) 取得価額の下限

上記(ロ)①a、dもしくはeまたは②aによる調整後の取得価額が1,700円（以下「第Ⅰ種種類株式下限取得価額」という。）を下回る場合には、第Ⅰ種種類株式下限取得価額をもって取得価額とします。ただし、上記(ロ)①ｂもしくはcまたは(ロ)②bによる調整が行われた場合には、第Ⅰ種種類株式下限取得価額について同様の調整を行うものとします。

(ニ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第Ⅰ種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとします。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第Ⅰ種種類株主が取得の請求をした第Ⅰ種種類株式の数} \times \text{第Ⅰ種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[第Ⅰ種種類株式の一斉取得]
当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第Ⅰ種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（２）(ニ)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、2029年10月29日以降、当該第Ⅰ種種類株式の全部を取得することができます。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（２）(ニ)の計算式における「第Ⅰ種種類株主が取得の請求をした第Ⅰ種種類株式の数」を「当社が取得する第Ⅰ種種類株式の数」と読み替えるものとします。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。
[会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無]
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3　第Ⅱ種種類株式の内容は以下のとおりであります。
[残余財産の分配]
当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、第Ⅱ種種類株主または第Ⅱ種登録株式質権者に対し、普通株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第Ⅱ種種類株式１株につき、分配時までに発行された第Ⅱ種種類株式の払込金額の総額を、分配時における発行済第Ⅱ種種類株式の数で除した金額（以下「第Ⅱ種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払います。第Ⅱ種種類株主または第Ⅱ種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。
[議決権]
第Ⅱ種種類株主は、株主総会における議決権を有しません。
[議決権を有しないこととしている理由]
資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。
[普通株式を対価とする取得請求権]
第Ⅱ種種類株主は、下記の条件に従って、第Ⅱ種種類株式１株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第Ⅱ種種類株式を取得することを請求することができます。
（１）取得を請求することができる期間
2009年10月29日から2029年10月28日までとします。
（２）取得条件
（イ）　当初取得価額
当初取得価額は、1,250円とします。
（ロ）　取得価額の調整
①　第Ⅱ種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合（ただし、第Ⅱ種種類株式発行と同時に下記の各号のいずれかに該当する場合を除く。）には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整します。取得価額の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。
a.　調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本①において同じ。）の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における１株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本①において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。
b.　普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用します。

c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本①において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本①において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における１株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における１株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の１株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とします。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。

② 上記(ロ)①に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更されます。

a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。

b. その他当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

③ 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が１円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行いません。

④ 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

⑤ 取得価額を調整すべき事由が２つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整します。

(ハ) 取得価額の修正

直近の事業年度に係る会社法第435条第２項に基づき作成される計算書類に記載される１株当たり純資産額（以下「基準１株当たり純資産額」という。）が、当該計算書類を承認した取締役会決議の時点において有効な取得価額と１円以上異なる場合には、当該決議の行われた日の翌日（以下「第Ⅱ種種類株式取得価額修正日」という。）において、第Ⅱ種種類株式の取得価額は、基準１株当たり純資産額と同額に修正されるものとします。ただし、直近の事業年度の末日から第Ⅱ種種類株式取得価額修正日までの間に、上記（ロ）による取得価額の調整が行われた場合には、基準１株当たり純資産額についても同様の調整を行うものとします。取得価額の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。

(ニ) 取得価額の上限及び下限

上記（ハ)による修正後の取得価額が 1,250円（以下「第Ⅱ種種類株式上限取得価額」という。）を上回る場合には、第Ⅱ種種類株式上限取得価額をもって取得価額とし、625円（以下「第Ⅱ種種類株式下限取得価額」という。）を下回る場合には、第Ⅱ種種類株式下限取得価額をもって取得価額とします。ただし、第Ⅱ種種類株式取得価額修正日までに、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、第Ⅱ種種類株式上限取得価額及び第Ⅱ種種類株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとします。

（ホ） 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第Ⅱ種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとします。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第Ⅱ種種類株主が取得の請求をした第Ⅱ種種類株式の数} \times \text{第Ⅱ種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[金銭を対価とする取得]

当社は、第Ⅱ種種類株式については、2014年10月29日以降、1,250円（ただし、第Ⅱ種種類株式につき株式の分割または併合、第Ⅱ種種類株式の無償割当その他当該金額を調整する必要がある場合には、必要な調整を行うものとします。）の交付と引換えに、その発行後に当社が取締役会の決議で別に定める日に、第Ⅱ種種類株式の全部または一部を取得することができます。ただし、本項に基づき一部取得をするときは、按分比例の方法によります。

[第Ⅱ種種類株式の一斉取得]

当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第Ⅱ種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（２）(ホ)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、2029年10月29日以降、当該第Ⅱ種種類株式の全部を取得することができます。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（２）(ホ)の計算式における「第Ⅱ種種類株主が取得の請求をした第Ⅱ種種類株式の数」を「当社が取得する第Ⅱ種種類株式の数」と読み替えるものとします。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無]

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 第Ⅲ種種類株式の内容は以下のとおりであります。

[残余財産の分配]

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、第Ⅲ種種類株主または第Ⅲ種登録株式質権者に対し、普通株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種種類株式１株につき、分配時までに発行された第Ⅲ種種類株式の払込金額の総額を、分配時における発行済第Ⅲ種種類株式の数で除した金額（以下「第Ⅲ種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払います。第Ⅲ種種類株主または第Ⅲ種登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行いません。

[議決権]

第Ⅲ種種類株主は、株主総会における議決権を有しません。

[議決権を有しないこととしている理由]

資本増強にあたり、普通株主の議決権への影響を考慮したためであります。

[普通株式を対価とする取得請求権]

第Ⅲ種種類株主は、下記の条件に従って、第Ⅲ種種類株式１株につき、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第Ⅲ種種類株式を取得することを請求することができます。

（１）取得を請求することができる期間

2009年10月29日から2029年10月28日までとします。

（２）取得条件

（イ） 当初取得価額

当初取得価額は、1,250円とします。

（ロ） 取得価額の調整

① 第Ⅲ種種類株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合（ただし、第Ⅲ種種類株式発行と同時に下記の各号のいずれかに該当する場合を除く。）には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を以下のとおり調整します。取得価額の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。

a. 調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（ただし、無償割当ての場合、当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式の取得による場合及び当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本①において同じ。）の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における１株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本①において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。

b. 普通株式につき株式の分割をする場合、または、普通株主に対し普通株式を交付する株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降または基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用します。

c. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

d. 調整前取得価額を下回る価額をもって、(x)当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社の普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、または(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券、(z)その他当社の普通株式が交付される可能性のある一切の証券を発行または処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本①において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本①において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され、普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における１株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、当該株式、新株予約権またはその他の証券の払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

e. 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「新発行・処分普通株式数」として当該交付されたものとみなす普通株式の数を、また、「新発行・処分における１株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の１株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とします。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。

② 上記(ロ)①に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更されます。

a. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社分割により取得価額の調整を必要とするとき。

b. その他当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

③ 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が１円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行いません。

④ 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、既発行普通株式数は、当社の発行済普通株式数から当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

⑤ 取得価額を調整すべき事由が２つ以上同時にまたは相接して発生する場合には、当社の取締役会が適当と判断する方法により、取得価額を調整します。

（ハ） 取得価額の修正

直近の事業年度に係る会社法第435条第２項に基づき作成される計算書類に記載される１株当たり純資産額が、当該計算書類を承認した取締役会決議の時点において有効な取得価額と１円以上異なる場合には、当該決議の行われた日の翌日（以下「第Ⅲ種種類株式取得価額修正日」という。）において、第Ⅲ種種類株式の取得価額は、基準１株当たり純資産額と同額に修正されるものとします。ただし、直近の事業年度の末日から第Ⅲ種種類株式取得価額修正日までの間に、上記（ロ）による取得価額の調整が行われた場合には、基準１株当たり純資産額についても同様の調整を行うものとします。取得価額の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。

（ニ） 取得価額の上限及び下限

上記(ハ)による修正後の取得価額が 1,250円（以下「第Ⅲ種種類株式上限取得価額」という。）を上回る場合には、第Ⅲ種種類株式上限取得価額をもって取得価額とし、625円（以下「第Ⅲ種種類株式下限取得価額」という。）を下回る場合には、第Ⅲ種種類株式下限取得価額をもって取得価額とします。ただし、第Ⅲ種種類株式取得価額修正日までに、上記(ロ)による取得価額の調整が行われた場合には、第Ⅲ種種類株式上限取得価額及び第Ⅲ種種類株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとします。

（ホ） 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第Ⅲ種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下のとおりとします。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第Ⅲ種種類株主が取得の請求をした第Ⅲ種種類株式の数} \times \text{第Ⅲ種優先残余財産分配額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[第Ⅲ種種類株式の一斉取得]

当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第Ⅲ種種類株式につき、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（２）(ホ)の計算式により算出された数の当社の普通株式の交付と引換えに、2029年10月29日以降、当該第Ⅲ種種類株式の全部を取得することができます。この場合、上記[普通株式を対価とする取得請求権]（２）(ホ)の計算式における「第Ⅲ種種類株主が取得の請求をした第Ⅲ種種類株式の数」を「当社が取得する第Ⅲ種種類株式の数」と読み替えるものとします。ただし、交付すべき普通株式数の算出にあたって１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

[会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無]

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

５ 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の内容は以下のとおりであります。

（１）当社は、株式の分割または併合をするときは、普通株式及び各種類の種類株式を同時に、同一の割合で行うものとします。

（２）当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、各種類の種類株主には当該種類の種類株式または当該種類の種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に、同一割合で与えるものとします。

（３）当社は、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株式及び各種類の種類株式に対して同時に、同一の割合（かつ、新株予約権無償割当ての場合には同一条件）で割当てるものとし、それぞれ、普通株式に対しては普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、各種類の種類株式に対しては当該種類の種類株式または当該種類の種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てするものとします。

６ 各種類の種類株式の残余財産の支払順位は、第Ⅰ種種類株式は第Ⅱ種種類株式及び第Ⅲ種種類株式に優先し、第Ⅱ種種類株式及び第Ⅲ種種類株式は同順位とします。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2024年９月30日（注）１	△985,900	72,839,006	―	32,000	―	30,000
2025年９月30日（注）２	△201,570	72,637,436	―	32,000	―	30,000
2026年３月31日（注）３	17,500,000	90,137,436	17,500	49,500	17,500	47,500
2026年９月30日	―	90,137,436	―	49,500	―	47,500

（注）１　2024年８月29日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2024年９月30日付で発行済株式総数が985,900株減少しています。

２　2025年８月28日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2025年９月30日付で発行済株式総数が201,570株減少しています。

３　2026年３月26日開催の臨時株主総会において決議した第三者割当による募集株式の発行により、2026年３月31日付で発行済株式総数が17,500,000株増加しています。

有償第三者割当（普通株式）

割当先（割当株式数）　農林中央金庫（8,750,000株）、三井物産株式会社（8,750,000株）

発行価格　2,000円

資本組入額　1,000円

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
農林中央金庫	東京都千代田区大手町一丁目２番１号	40,379,068	44.79
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目２番１号	39,536,735	43.86
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号	940,500	1.04
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	914,200	1.01
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	772,100	0.85
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	769,700	0.85
大樹生命保険株式会社	東京都港区東新橋一丁目５番２号	745,700	0.82
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目１番１号	740,000	0.82
三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番１号	708,664	0.78
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目７番９号	653,125	0.72
計	―	86,159,792	95.54

（注）１．発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

２．農林中央金庫は、議決権を有しない第Ⅰ種種類株式4,077,528株、第Ⅱ種種類株式16,724,291株を含んでおります。

３．三井物産株式会社は、議決権を有しない第Ⅱ種種類株式16,724,291株、第Ⅲ種種類株式3,883,500株を含んでおります。

② 所有議決権数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
農林中央金庫	東京都千代田区大手町一丁目２番１号	195,772	40.17
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目２番１号	189,289	38.84
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号	9,405	1.93
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	9,142	1.87
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	7,721	1.58
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	7,697	1.57
大樹生命保険株式会社	東京都港区東新橋一丁目５番２号	7,457	1.53
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目１番１号	7,400	1.51
三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番１号	7,086	1.45
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目７番９号	6,531	1.34
計	―	447,500	91.79

（注） 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第Ⅰ種種類株式 4,077,500 第Ⅱ種種類株式 33,448,400 第Ⅲ種種類株式 3,883,500	― ― ―	（注）
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 48,727,500	487,275	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 326 第Ⅰ種種類株式 28 第Ⅱ種種類株式 182	― ― ―	―
発行済株式総数	90,137,436	―	―
総株主の議決権	―	487,275	―

（注）第Ⅰ種種類株式、第Ⅱ種種類株式及び第Ⅲ種種類株式の詳細については、「第３ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（1999年５月19日総理府・大蔵省令第32号）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)にかかる中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	63,359	81,352
受取手形	0	1
割賦債権	100,682	90,576
リース債権及びリース投資資産	1,110,372	1,058,157
営業貸付金	※2 822,336	※2 821,330
その他の営業貸付債権	95,718	69,035
賃貸料等未収入金	4,125	4,074
その他の営業資産	20,184	27,073
商品	18,554	20,428
その他	※2 57,629	※2 60,017
貸倒引当金	△13,143	△13,374
流動資産合計	2,279,820	2,218,673
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	548,063	517,812
賃貸資産前渡金	4,259	5,976
賃貸資産合計	552,322	523,789
その他の営業資産	33,395	34,771
社用資産	3,755	6,494
有形固定資産合計	589,474	565,055
無形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	4,704	4,567
賃貸資産合計	4,704	4,567
その他の無形固定資産		
のれん	4,863	4,800
ソフトウエア	1,551	20,558
その他	33,207	14,300
その他の無形固定資産合計	39,622	39,658
無形固定資産合計	44,326	44,226
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 281,651	※2 308,681
破産更生債権等	※2 1,176	※2 1,153
その他	28,388	32,033
貸倒引当金	△1,141	△1,073
投資その他の資産合計	310,074	340,795
固定資産合計	943,875	950,077
資産合計	3,223,695	3,168,750

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,412	34,485
短期借入金	704,798	664,430
1年内償還予定の社債	75,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	223,036	303,570
コマーシャル・ペーパー	220,869	247,686
債権流動化に伴う支払債務	50,515	44,079
リース債務	13,087	14,410
未払法人税等	9,501	6,336
割賦未実現利益	5,905	5,563
賞与引当金	2,310	1,580
役員賞与引当金	4	14
資産除去債務	1,253	1,306
その他	46,323	48,004
流動負債合計	1,382,017	1,431,468
固定負債		
社債	230,000	200,000
長期借入金	1,257,699	1,177,236
債権流動化に伴う長期支払債務	80,070	59,790
退職給付に係る負債	2,375	2,519
預り保証金	28,345	25,708
資産除去債務	1,610	1,717
その他	25,315	28,763
固定負債合計	1,625,418	1,495,736
負債合計	3,007,436	2,927,204
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,500	49,500
資本剰余金	81,070	81,070
利益剰余金	52,619	75,421
株主資本合計	183,189	205,992
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,247	11,127
繰延ヘッジ損益	4,791	8,735
為替換算調整勘定	12,208	10,635
退職給付に係る調整累計額	1,737	1,697
その他の包括利益累計額合計	29,985	32,195
非支配株主持分	3,084	3,358
純資産合計	216,259	241,546
負債純資産合計	3,223,695	3,168,750

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
売上高	335,060	351,877
売上原価	284,876	298,951
売上総利益	50,184	52,926
販売費及び一般管理費	※1 67,335	※1 25,913
営業利益又は営業損失（△）	△17,150	27,012
営業外収益		
受取利息	37	41
受取配当金	895	1,031
持分法による投資利益	254	1,793
為替差益	381	－
その他	64	126
営業外収益合計	1,632	2,992
営業外費用		
支払利息	612	1,173
社債発行費	252	－
為替差損	－	132
その他	48	154
営業外費用合計	914	1,460
経常利益又は経常損失（△）	△16,432	28,543
特別利益		
固定資産売却益	17	12
投資有価証券売却益	189	2,960
特別利益合計	207	2,972
特別損失		
固定資産除売却損	2	5
投資有価証券評価損	29	49
特別損失合計	32	55
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△16,257	31,460
法人税等	△3,130	8,337
中間純利益又は中間純損失（△）	△13,127	23,122
非支配株主に帰属する中間純利益	161	319
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△13,288	22,802

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益又は中間純損失（△）	△13,127	23,122
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,467	△119
繰延ヘッジ損益	△160	3,828
為替換算調整勘定	△5,327	△1,843
退職給付に係る調整額	3	△40
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,492	544
その他の包括利益合計	△4,509	2,369
中間包括利益	△17,636	25,491
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△17,885	25,012
非支配株主に係る中間包括利益	248	479

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△16,257	31,460
賃貸資産減価償却費	15,279	14,614
賃貸資産除却損及び売却原価	49,940	82,711
社用資産減価償却費及び除売却損益（△は益）	791	996
のれん償却額	185	180
為替差損益（△は益）	13,206	△8,173
貸倒引当金の増減額（△は減少）	46,781	262
受取利息及び受取配当金	△932	△1,072
資金原価及び支払利息	32,186	33,890
持分法による投資損益（△は益）	△254	△1,793
投資有価証券評価損益（△は益）	29	49
投資有価証券売却損益（△は益）	△189	△2,960
賃貸料等未収入金の増減額（△は増加）	59	26
割賦債権の増減額（△は増加）	5,165	9,658
リース債権及びリース投資資産の増減額（△は増加）	12,056	53,120
貸付債権の増減額（△は増加）	△95,564	21,948
その他の営業資産の増減額（△は増加）	1,661	△6,909
棚卸資産の増減額（△は増加）	10,441	△1,874
営業投資有価証券の増減額（△は増加）	△21,824	△14,590
賃貸資産の取得による支出	△37,995	△68,335
仕入債務の増減額（△は減少）	△9,695	5,074
その他	4,330	△11,081
小計	9,401	137,204
利息及び配当金の受取額	1,147	1,647
利息の支払額	△31,881	△34,811
法人税等の支払額	△10,313	△5,610
営業活動によるキャッシュ・フロー	△31,645	98,430

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
社用資産の取得による支出	△4,867	△4,131
投資有価証券の取得による支出	△3,765	△8,826
投資有価証券の売却及び償還による収入	870	4,420
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△3,370	△116
その他	△474	△52
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,607	△8,707
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	49,614	△37,528
コマーシャル・ペーパーの純増減額（△は減少）	△18,891	26,816
債権流動化の返済による支出	△27,281	△26,715
長期借入れによる収入	114,036	149,057
長期借入金の返済による支出	△111,877	△141,442
社債の発行による収入	59,747	－
社債の償還による支出	△10,000	△45,000
自己株式の取得による支出	△477	－
配当金の支払額	△11,192	－
その他	△366	△204
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,311	△75,016
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,939	3,039
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,880	17,746
現金及び現金同等物の期首残高	100,036	63,119
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 96,155	※1 80,866

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、JM Strategic Innovation投資事業有限責任組合に新たに出資したことにより、連結の範囲に含めております。

（中間連結貸借対照表関係）

１．偶発債務

他の会社の金融機関からの借入債務等に対する保証

前連結会計年度 （2026年３月31日）		当中間連結会計期間 （2026年９月30日）	
M&M Shipholding B.V.	22,905百万円	M&M Shipholding B.V.	30,746百万円
LNG CORNFLOWER SHIPPING CORP.	12,649百万円	LNG CORNFLOWER SHIPPING CORP.	12,258百万円
M&M Shipholding Pte.Ltd.	7,006百万円	MAF JAML Finance Chile SpA.	7,570百万円
その他	7,295百万円	その他	9,589百万円
合計	49,857百万円	合計	60,164百万円

※２．特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令に基づく営業貸付金に係る不良債権の状況

「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（2020年１月24日　総理府・大蔵省令第32号）第９条の分類に基づく、提出会社の貸付金等に係る不良債権の状況は次のとおりであります。

なお、投資その他の資産「破産更生債権等」に計上している貸付金等を含んでおります。

		前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	（注１）	145百万円	145百万円
危険債権	（注２）	3,923百万円	3,725百万円
三月以上延滞債権	（注３）	－百万円	8,061百万円
貸出条件緩和債権	（注４）	－百万円	－百万円
正常債権	（注５）	565,613百万円	558,642百万円

（注）１　「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずるものであります。

２　「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものであります。

３　「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないものであります。なお、当該営業貸付金8,061百万円は当期末までに更新する方針です。

４　「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」に該当しないものであります。

５　「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」以外のものに区分される債権であります。

６　記載の金額は、提出会社に係るものであります。

（中間連結損益計算書関係）

※１．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
従業員給与・賞与・手当	6,867百万円	7,351百万円
賞与引当金繰入額	1,811百万円	1,591百万円
役員賞与引当金繰入額	21百万円	14百万円
退職給付費用	351百万円	310百万円
事務委託費	1,822百万円	2,235百万円
減価償却費	805百万円	1,003百万円
貸倒引当金繰入額	48,165百万円	2,313百万円

２．当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号　2024年３月22日）第７項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

３．当社グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用しております。

４．当社グループは、当中間連結会計期間に係る棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用しております。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	96,318百万円	81,352百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△163百万円	△486百万円
現金及び現金同等物	96,155百万円	80,866百万円

（株主資本等関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月27日 定時株主総会	普通株式	4,840	154	2025年３月31日	2025年６月30日	利益剰余金
2025年６月27日 定時株主総会	第Ⅰ種 種類株式	627	154	2025年３月31日	2025年６月30日	利益剰余金
2025年６月27日 定時株主総会	第Ⅱ種 種類株式	5,150	154	2025年３月31日	2025年６月30日	利益剰余金
2025年６月27日 定時株主総会	第Ⅲ種 種類株式	597	154	2025年３月31日	2025年６月30日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注２）	合計	調整額（注３）	中間連結損益計算書計上額（注４）
	リース・割賦	ファイナンス（注１）	計				
売上高							
外部顧客への売上高（注５）	271,706	36,283	307,989	27,070	335,060	－	335,060
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	90	90	△90	－
計	271,706	36,283	307,989	27,161	335,151	△90	335,060
セグメント利益又はセグメント損失（△）	21,096	△33,621	△12,525	2,828	△9,697	△7,453	△17,150

（注）１．「ファイナンス」の区分は営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用業務を含んでおります。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、売買取引、手数料取引及び保険代理店業務等を含んでおります。

３．セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額は、販売費及び一般管理費のうち報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門(総務、人事、経理等)に係る全社費用であります。

４．セグメント利益又はセグメント損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

５．当中間連結会計期間の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益は、「その他」の区分において24,872百万円であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注２）	合計	調整額（注３）	中間連結損益計算書計上額（注４）
	リース・割賦	ファイナンス（注１）	計				
売上高							
外部顧客への売上高（注５）	307,644	25,793	333,437	18,440	351,877	－	351,877
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	33	33	△33	－
計	307,644	25,793	333,437	18,473	351,911	△33	351,877
セグメント利益	24,338	5,919	30,258	6,373	36,632	△9,619	27,012

（注）１．「ファイナンス」の区分は営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用業務を含んでおります。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、売買取引、手数料取引及び保険代理店業務等を含んでおります。

３．セグメント利益の調整額は、販売費及び一般管理費のうち報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門(総務、人事、経理等)に係る全社費用であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

５．当中間連結会計期間の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益は、「その他」の区分において9,273百万円であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）(円)	△182.61	252.98
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）(百万円)	△13,288	22,802
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）(百万円)	△13,288	22,802
普通株式の期中平均株式数(千株)	72,771	90,137
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益(円)	－	244.35
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(百万円)	－	－
普通株式増加数(千株)	3,184	3,184
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

(注)前中間連結会計期間は潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月９日

ＪＡ三井リース株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山崎　健介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　藤井　義大

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているＪＡ三井リース株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＡ三井リース株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュ

一手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。